



飯島町遺跡分布地図

遺跡の地中には文化財が

遺跡には、土器や石器、建物の跡など、昔の人の暮らしを知る上で貴重な情報が眠っています。もし遺跡が破壊されたなら、そこに刻まれていた歴史は永久に知ることができなくなり、文化財保護法は、このような土に埋まった文化財を「埋蔵文化財」と呼んで、大切に保護すべき対象としています。

文化財は「国民共有の財産」と言われます。それが残っているからこそ、先人の暮らしがわかり、地域の個性を知ることができます。ただ単に文化的価値があるというだけにとどまらず、将来に継承すべき資産ともいえるのです。

遺跡で工事をおこなうときは 早めにご相談を

これらの遺跡で土木工事（建設工事なども含む）などをおこなう際には、文化財保護法（第九十三条一項）により、着工の六十日前までに届け出が必要。工事のお考えがありましたら、なるべく早く町教育委員会生涯学習係（文化館内）へご相談ください。この届け出により、長野県教育委員会が、①発掘調査、②工事立会い、③慎重工事などの指示を出すことになっていきます。

発掘調査は最終手段です

現在生きる私たちの暮らしを便利にすることと埋蔵文化財の保護は、相容れない面ももっています。過去には、圃場整備や中央自動車道の工事などで多くの遺跡が破壊されました。そのような場合、破壊される前に発掘調査をおこなうこととなります。

本当は、遺跡そのものを保存するのが一番です。ですから、まず、遺跡での工事が避けられないか、また、地下の文化財に影響を与えない工事の方法はないか、検討します。それでも仕方なく破壊されてしまう場合、発掘調査を実施することになります。遺跡そのものの姿が失われる代わりに、学術調査の記録によって遺跡を残すというわけです。発掘調査は最終手段なのです。

町内での発掘調査は一九七〇～八〇年代がピークでしたが、近年も時々実施しています。出土品は、教育委員会（電話八六一五八七七）へご予約ください。飯島町陣嶺館でご覧いただけます（要入館料）。

- ◎ 町内には124ヶ所の遺跡が登録されています。
- ◎ この分布地図は文化館内の教育委員会でお分けしています（無料）。
- ◎ インターネットでは、飯島町のホームページから見るすることができます。



